

《「VBA 財産評価・株式」システムのデータ入力と財産評価明細書について》

「VBA 財産評価・株式」システムで使用するデータの入力用フォームとエクセルの表示と印刷用シートです。

令和 08 年版システムは、令和 08 年 1 月 1 日から令和 08 年 12 月 31 日までの相続と遺贈および相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した場合の相続財産の評価明細書を作成します。

令和 08 年 4 月 1 日以降の相続と遺贈または贈与で法人税相当額を 37% から 38% で計算するように修正しました。相続税申告書と付表および財産評価明細書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。(使用頻度が低い AI-OCR 様式は未対応になります。)

■ 「VBA 財産評価・株式」システムのメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP 情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

財産評価・株式 令和08年版		VER 5.10	氏名
令和08年1月から12月までの相続財産評価明細書に対応		システム有効期限 令和09年12月	
開 始	システム設定	データの削除・ファイル保存と読込処理	
編 集	データの編集	相続財産の株式・権利・預貯金データの入力	
表 示	シートの表示	相続財産の株式・権利・預貯金データの表示	
印 刷	シートの印刷	相続財産の株式・権利・預貯金データの印刷	
ヘルプ	システム説明	システムの使い方の説明と注意事項(PDF)	
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報	
終 了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理	

○「開 始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編 集」

ユーザーフォームから株式、権利、預貯金データの登録と編集を行います。

○「表 示」

株式の評価明細書、預貯金の評価明細書、権利の評価明細書の表示用 Excel ワークシートに移動します。

○「印 刷」

株式の評価明細書、預貯金の評価明細書、権利の評価明細書の印刷用 Excel ワークシートを印刷します。
全データを一括印刷は、印刷途中での中止はできません。

○「ヘルプ」

システムの使用方法や相続財産評価について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。
データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA 財産評価・株式」システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 08 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 09 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的いかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開く必要があります。

Excel 2019 2016 2013 2010 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2019 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2019 2016 2013 2010 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは [soft-j.com](https://www.soft-j.com) のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては [soft-j.com](https://www.soft-j.com) の銀行振込のご案内から確認することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<https://www.soft-j.net/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<https://www.soft-j.net/soukin.html>

《「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について》

インターネットからダウンロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

https://www.soft-j.net/release/security_risk.pdf

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ シートの保護コードについてのお知らせ ■

令和 07 年版までは、シートの保護をユーザー様からのご要望によりメールで送付してシートの直接変更をお願いしていました。

令和 08 年版からは、国税システムの更改による AI-OCR 新様式の PDF ファイルに EXCEL の文字と数値を表示する方式に変更しています。

このために、ユーザー様が AI-OCR 新様式の PDF ファイルを変更できないようになっています。

AI-OCR 新様式の申告書と付表や評価明細書の変更事項やデータの記載もれはバージョンアップで対応しますのでメールでご連絡をお願いいたします。

■ 「VBA 財産評価・株式」システムについて

「VBA 財産評価・株式」は、相続、遺贈又は贈与を受けた上場株式、取引相場のない株式、特許権、営業権、定期金、預貯金などのデータから財産評価明細書を作成するシステムです。

■ 「VBA 財産評価・株式」システムでは以下の帳票が作成できます。

- ・ 上場株式の評価明細書
- ・ 登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書
- ・ 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書
- ・ 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）
- ・ 第2表 特定の評価会社の判定の明細書
- ・ 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書
- ・ 第4表の1 類似業種比準価額の計算明細書
- ・ 第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書
- ・ 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書
- ・ 第7表の1 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書
- ・ 第7表の2 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）
- ・ 第7表の3 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）
- ・ 定期預金等の評価明細書
- ・ 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書
- ・ 営業権の評価明細書
- ・ 定期金に関する権利の評価明細書

「取引相場のない株式の評価明細書」を作成する「VBA 財産評価・株式」には、取引相場のない株式のサンプルデータが入力されています。

この取引相場のない株式のサンプルデータは、入力フォームで修正することができますが、修正後のデータを保存することはできません。修正したデータを保存するには、パスワードの解除が必要になります。

「取引相場のない株式の評価明細書」は、印刷することが可能になっています。

財産評価システムにつきましては、パスワードを解除しない状態での動作の確認をお願いいたします。

「VBA 財産評価・株式」は、取引相場のない株式が相続財産にない場合は必要がありません。

また上場株式では、証券会社のサイトで亡くなられた年月日から評価額を自動計算するサービスがあります。

取引相場のない株式は、下記の明細書を申告書に添付する必要があります。

「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-01.htm>

この明細書が作成済の場合や相続財産が上場株式のみの場合はこのシステムは不要な場合があります。

■ システムの修正事項について

○ 令和 08 年版の修正事項

相続税申告書と付表および財産評価明細書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。（使用頻度が低い AI-OCR 様式は未対応になります。）

令和 08 年 4 月 1 日以降の相続と遺贈または贈与で法人税相当額を 37% から 38% で計算するように修正しました。

○ 令和 06 年版の修正事項

令和 06 年 1 月 1 日以後の相続または遺贈により取得する「取引相場のない株式の評価明細書」の仕様変更に対応しました。

○ 令和 05 年版の修正事項

「上場株式の評価明細書」で「取引所等の名称」のリストを従来の区分から東 P、東 S、東 G、名 M、名 P に変更しました。

◎ 取引相場のない株式の評価についての注意事項

医療法人である場合の、取引相場のない株式の評価計算には対応していません。

種類株式がある場合の、取引相場のない株式の評価計算には対応していません。

◎ 利益金額が赤字の場合の「第 4 表 類似業種比準価額の計算明細書」についての注意事項

この計算式の修正により、 $\text{ニ}/\text{⑤}$ と $((\text{ニ}+\text{ホ})/2)/\text{⑤}$ の選択による C1 の計算と $\text{ホ}/\text{⑤}$ と $((\text{ホ}+\text{ヘ})/2)/\text{⑤}$ の選択による C2 の計算では低い金額を選択します。

このため利益金額が赤字の会社では、C1 または C2 が 0 円となり、第 2 表で「比較要素数 1 の会社」となり「特定の評価会社」と判定される場合があります。

「一般の評価会社」の場合には第 3 表で計算しますが、「特定の評価会社」の場合には第 6 表で株価が計算されます。「一般の評価会社」と「特定の評価会社」では計算方法が違ってきますので、会社によりましては、「一般の評価会社」で計算したほうが有利になるケースが考えられます。

逆に「特定の評価会社」の計算が有利になる場合も考えられますが、これは大会社、中会社、小会社の判定、類似業種の株価、純資産価額の金額により違ってきます。

C1 または C2 で 0 円が選択できる場合には、株価のシミュレーションをする必要がありますのでご注意ください。

《「VBA 財産評価・株式」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 財産評価・株式」システムのバージョンアップについて説明します。

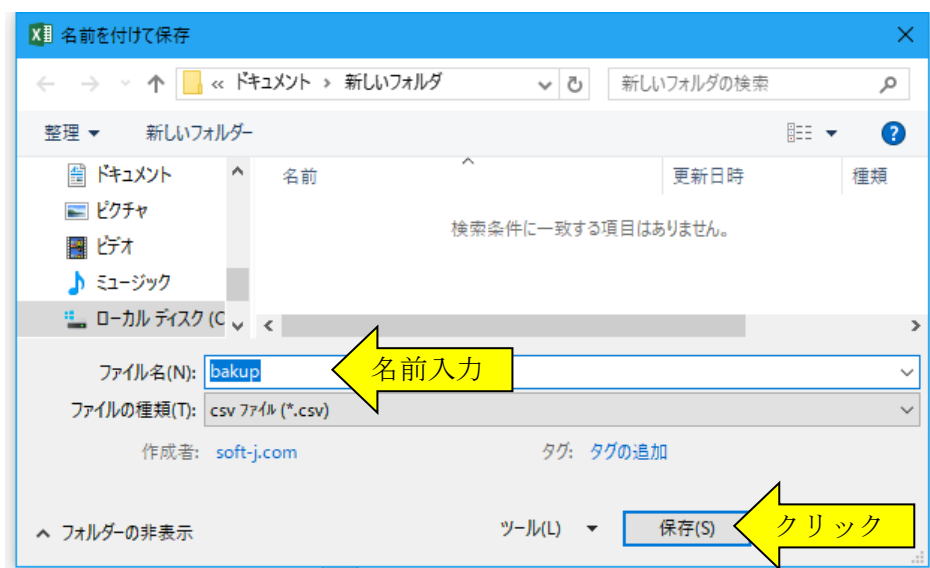
■ 「VBA 財産評価・株式」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくとう管理しやすくなります。

■ 「VBA 財産評価・株式」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

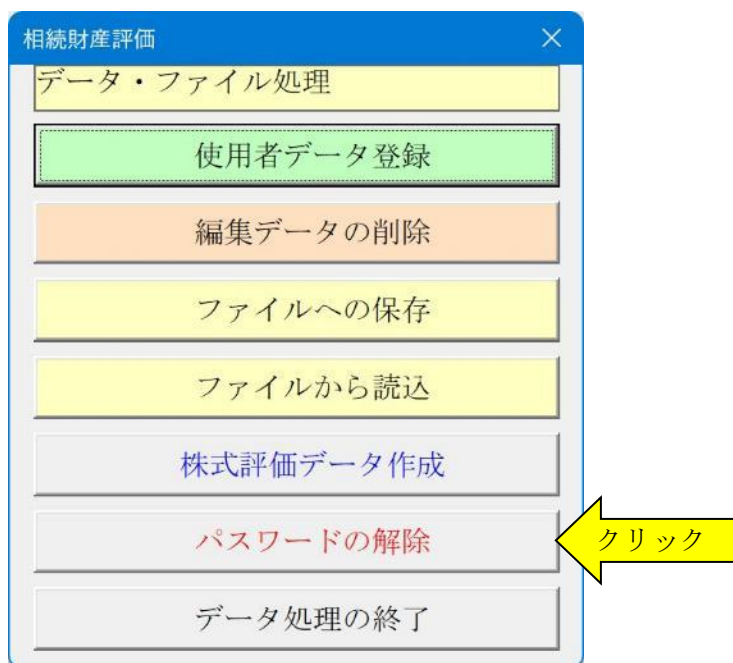
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

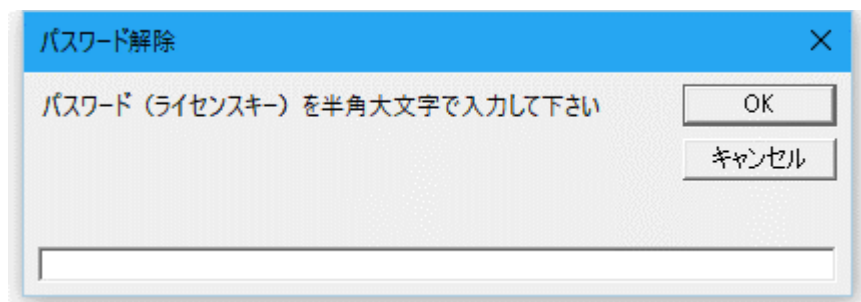
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により違いますのでご注意ください。



入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



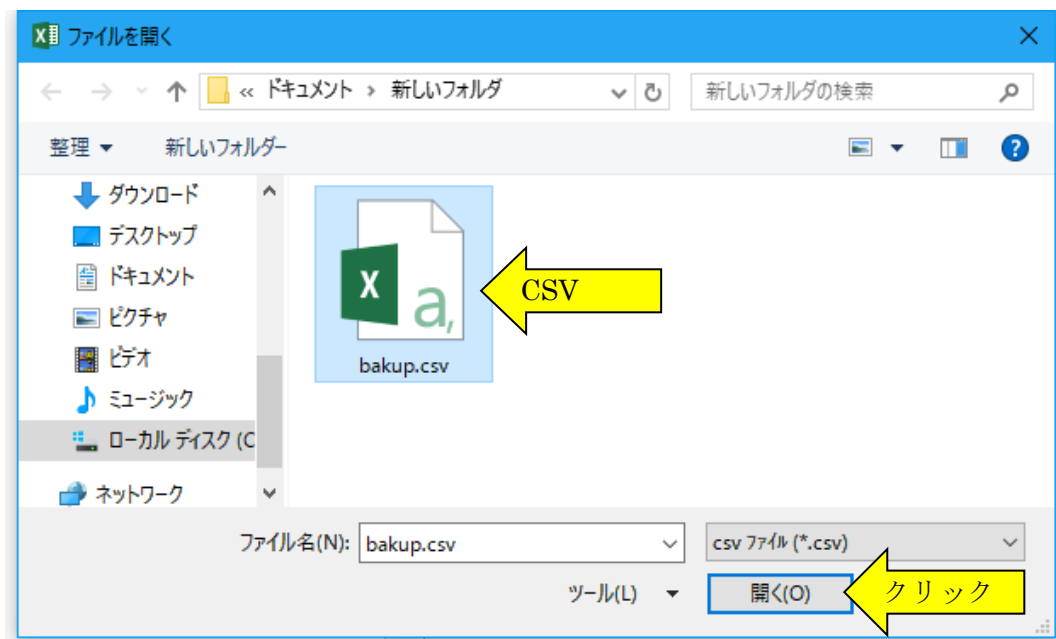
■ 「VBA 財産評価・株式」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



■ 「財産評価・土地」「財産評価・株式」システム設定からのデータの移行手順について

「VBA 相続税申告書」システムでは「VBA 財産評価・土地」「VBA 財産評価・株式」システム設定からのデータの移行することができます。ただし相続財産が未分割の場合はデータの移行ができませんのでご注意ください。

「VBA 財産評価・土地」システムの「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

「VBA 財産評価・株式」システム「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

相続財産評価 X

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

相続財産評価 X

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

株式評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

「VBA 相続税申告書」システムの「開始」メニューから「土地評価データ追加」または「株式評価データ追加」ボタンから CSV ファイルのデータを移行します。

相続税申告書 X

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ追加

株式評価データ追加

パスワードの解除

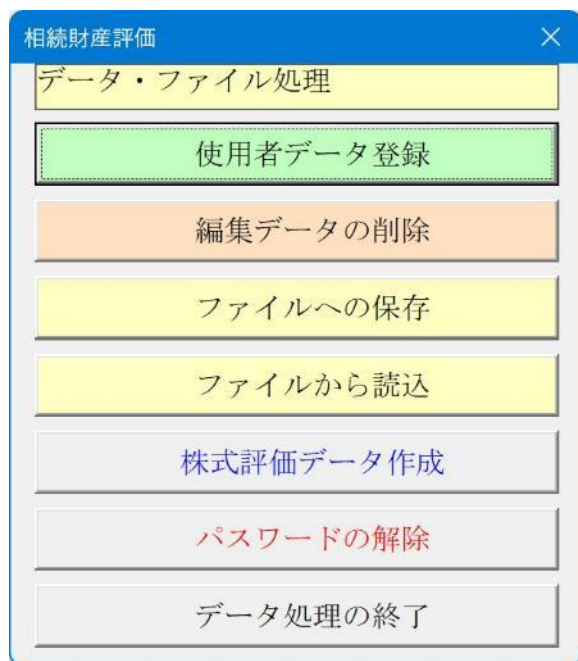
データ処理の終了

※ ご注意

「配偶者居住権等の評価明細書」「区分所有権財産の評価明細書」「定期借地権等の評価明細書」の計算データについては適用が複雑のために「相続税申告書」とは連動しないようになっています。

■ 「開始」メニューとシステム設定

使用者データの登録からシステムの初期設定をします。



○ 使用者データ登録

相続人と被相続人の住所と氏名、提出税務署などのデータを登録します。

○ 編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 株式評価データ作成

システムに登録した株式評価明細書のデータを、「VBA 相続税申告書」システムに引き継ぐために CSV ファイルを作成します。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

■ 「編集」メニューと入力用ユーザーフォーム

「編集」メニューから「上場株式の評価明細書」「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」「取引相場のない株式の評価明細書」「定期預金等の評価明細書」「特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書」「営業権の評価明細書」「定期金に関する権利の評価明細書」のデータを入力できます。

■ 取引相場のない株式の評価明細書

○ 取引相場のない株式の評価明細書入力用フォーム 会社名、代表者名、事業内容の入力

「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄には、評価会社の事業内容を具体的に記載します。

「業種目番号」欄には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目の番号を記載します。

取引相場のない株式は、相続や贈与などで株式を取得した株主が、その株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主等か、それ以外の株主かの区分により、それぞれ原則的評価方式又は特例的な評価方式の配当還元方式により評価します。

取引相場のない株式（出資）の評価明細書は、相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式及び持分会社の出資等並びにこれらに関する権利の価額を評価するために使用します。

この明細書は、第1表の1及び第1表の2で納税義務者である株主の態様の判定及び評価会社の規模（Lの割合）の判定を行い、また、第2表で特定の評価会社に該当するかどうかの判定を行い、それぞれについての評価方式に応じて、第3表以下を記載し作成します。

評価会社が一般の評価会社である場合は第6表以下を記載する必要はありませんが、特定の評価会社である場合は第6表以下を記載する必要があります。

- ① 大会社は、原則として、類似業種比準方式により評価します。
類似業種比準方式は、類似業種の株価を基に、評価する会社の一株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額の三つで比準して評価する方法です。
- ② 小会社は、原則として、純資産価額方式によって評価します。
純資産価額方式は、会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法です。
- ③ 中会社は、大会社と小会社の評価方法を併用して評価します。

配当還元方式は、その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して元本である株式の価額を評価する方法です。

○ 取引相場のない株式の評価明細書入力用フォーム
株主の判定データの入力

「会社における役職名」欄は、課税時期又は法定申告期限における役職名を、社長、代表取締役、副社長、専務、常務、会計参与、監査役等と記載します。

「株式数（株式の種類）」の各欄は、相続、遺贈又は贈与による取得後の株式数を記載します。「議決権数」の各欄は、各株式数に応じた議決権数(個)を記載します。

「議決権割合」の各欄は、評価会社の議決権の総数（議決権の総数）に占める議決権数を記載します。

「判定」欄において、「同族株主等」に該当した納税義務者のうち、議決権割合が5%未満である者については、「少数株式所有者の評価方式の判定」欄により評価方式の判定を行います。

○ 取引相場のない株式の評価明細書入力用フォーム
会社規模の判定データの入力

「直前期末の総資産価額（帳簿価額）」欄には、直前期末における各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を記載します。

「直前期末以前１年間における従業員数」欄には、直前期末以前１年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員を記載します。（従業員には、社長、理事長、代表取締役、専務、常務、取締役などの役員は含みません。）

「直前期末以前1年間の取引金額」欄には、直前期の事業上の収入金額（売上高）を記載します。

取引相場のない株式（出費）の評価明細書

資産番号 3 会社名 小会社の評価例

会社名・代表者名 | 株主・評価方法判定 | 会社規模 (L) 判定 | 一般の評価会社の種類 | 特定の評価会社の種類 | 特定の評価会社の判定

類似業種比準価額の計算	1株当たりの計算の基礎	類似業種比準価額	2,721	類似業種比準価額
	1株当たりの純資産価額の計算	1株当たりの純資産価額	7,861	1株当たりの純資産価額
		1株当たりの純資産価額の80%相当額	0	
		大会社の株式の価額		
	中会社の株式の価額		1の割合	
小会社の株式の価額	5,191			
株式の価額の修正	配当戻権の1株当たりの配当金額	70.00	5,121	
	1株当たり株式1株当たりの払込金額	0		
	1株当たりの剰当株式数	0.00		
配当還元方式	年平均配当金額		千円	配当還元方式の計算
	発行済株式数			
	1株当たりの資本金等の額			
配当還元価額	0			
株式に関する権利の価額	配当戻権の1株当たりの予想配当金額	70.00	56.00	
	配当戻権の風見配当されるべき所得税相当額	14.00		
	1株当たり株式1株当たりの払込金額	0	0	
	株主となる権利 (剰当株式1株当たりの価額)	0		
	株式無償交付割付権	0		
株式の評価額		5,121	株式に関する権利の評価額	56.00

最初 前へ 次へ 最後

データの入力と修正は「保存」ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

○ 取引相場のない株式の評価明細書入力用フォーム 一般の評価会社の評価額の計算

一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します。

「類似業種比準価額」ボタンから、1株当たりの比準価額を計算します。

「1株当たりの純資産価額」ボタンから、1株当たりの純資産価額を計算します。

「配当還元方式の計算」ボタンから、1株当たりの配当還元方式の価額を計算します。

類似業種比準価額の計算

1株当たりの資本金の額 | 比準要素等の金額の計算 | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比準価額

1株当たりの資本金等の額、発行済株式数

直前期末の資本金等の額 10,000 千円

1株当たりの価額 500 円

直前期末の発行済株式数 20,000 株

直前期末の自己株式数 0 株

1株当たりの資本金等の額 500 円

1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 200,000 株

O K キャンセル

○ 類似業種比準価額の入力用フォーム 1株当たりの資本金の額

評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

「1株 (50 円) 当たりの年配当金額」の「直前期末以前 2、3 年間の年平均配当金額」欄は、評価会社の剰余金の配当金額を基に記載します。

類似業種比準価額の計算

1株当たりの資本金の額 | 比準要素等の金額の計算 | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比準価額

年平均配当金額	年平均配当率	非財務的な配当金額	財務的な配当金額	年平均配当金額	判定要素の配当金額
直前期	1,400	0	1,400	1,300 千円	6.50 B1
直前々期	1,200	0	1,200	1,100 千円	5.50 B2
直前々期の前期	1,000	0	1,000		6.50 B

利益金額	法人税の繰戻金	非財務的な利益金額	受取配当等の利益不算入金額	所得税額	税金算入した繰戻金	差引利益金額
直前期	12,000	0	0	0	0	12,000 千円
直前々期	14,400	0	0	0	0	14,400 千円
直前々期の前期	0	0	0	0	0	0 千円

利益金額×係数	2年間利益金額平均×係数	判定要素の利益金額	
直前期	80.00	66.00	60.00 C1
直前々期	72.00	0.00	72.00 C2
			60.00 C

純資産価額	資本金等の額	利益積立金額	純資産価額	判定要素の純資産金額
直前期	10,000	7,600	17,600 千円	88.00 D1
直前々期	10,000	7,200	17,200 千円	86.00 D2
				88.00 D

データはすべて千円単位で入力します。
利益金額がマイナスの場合は0円で入力して下さい。

O K キャンセル

○ 類似業種比準価額の入力用フォーム 比準要素等の金額の計算

評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

「1株 (50 円) 当たりの年配当金額」の「B」欄は、「比準要素数 1 の会社・比準要素数 0 の会社の判定要素の金額」の「B1」欄の金額を記載します。

「1株 (50 円) 当たりの純資産価額」の「直前期末 (直前々期末) の純資産価額」の「資本金等の額」欄は、第 3 表の記載方法に基づき記載します。また、「利益積立金額」欄には、別表五 (一) の「差引翌期首現在利益積立金額」の「差引合計額」欄の金額を記載します。

類似業種比準価額の計算

1株当たりの資本金の額 | 比率要素等の金額の計算 | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比率価額

類似業種	製造業	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの年純資産金額
業種目番号	87	評価会社	6.50	60	88
課税時期の月	5	類似業種	4.60	36	282
課税時期の前月	4	要素別比率割合	1.41	1.66	0.31
課税時期の前々月	3	比率割合	1.12		小会社 0.5
前年平均株価	486	1株50円当たりの比率価額		263.20	
課税価額の算する月以前2年間の平均株価	470				
最も低い株価	470				

比率価額は10銭未満切り捨てで計算します。

O K キャンセル

○ 類似業種比準価額の入力用フォーム 類似業種比準価額の計算

評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。

評価会社の事業が該当する業種目は直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定した業種目とします。

類似業種比準価額の計算

1株当たりの資本金の額 | 比率要素等の金額の計算 | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比率価額

1株当たりの比率価額

263.20 × 500 ÷ 50円 = 2,632 円

株式の修正

配当期時株の1株当たりの配当金額 0.00

期当株式1株当たりの払込金額 0

1株当たりの割当株式数 0.00

O K キャンセル

○ 類似業種比準価額の入力用フォーム 類似業種比準価額の計算

評価会社の「類似業種比準価額」の計算を行うために使用します。

1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算用画面

資産の部	科目	相続税評価額	帳簿価額 千円	負債の部	科目	相続税評価額	帳簿価額 千円
現金		987	987	支払手形		5,700	5,700
預金		9,500	9,500	買掛金		5,500	5,500
受取手形		2,600	2,600	未払金		900	900
売掛金		10,700	10,700	退職給付引当金		4,100	4,100
未収入金		700	700	未払法人税		1,200	1,200
前払費用		250	250	役員賞与		1,000	1,000
繰却資産		4,240	4,240			0	0
貸付金		1,000	1,000			0	0
建物・建物付属設備		5,200	4,800			0	0
機械装置		2,313	2,200			0	0
土地		206,800	7,300			0	0
電話加入権		420	223			0	0
合計		245,710	45,500	合計		18,400	18,400

株式等の価額の合計額 0

土地等の価額の合計額 0

純資産価額(相続税評価額) 227,310

課税価額による純資産価額(マイナスの場合は0) 27,100

評価差額に相当する金額(ペイカスの場合は0) 200,210

評価差額に対する法人税額等の相当額(37%) 74,077

1株当たりの純資産価額(相続税評価額) 153,233

課税時期現在の発行済株式数(自己株式を除く) 20,000

課税時期現在の1株当たりの純資産価額 7,661

同株主等の持株割合50%以下の割合(上記の88%)

法人税額等相当額を控除しない 株式の売買の場合等は法人税額等相当額の控除はできませんのでご注意ください。

O K キャンセル

○ 純資産価額の入力用フォーム 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算

「1株当たりの純資産価額（相続税評価額）」の計算のほか、株式保有特定会社及び土地保有特定会社の判定に必要な「総資産価額」、「株式及び出資の価額の合計額」及び「土地等の価額の合計額」の計算にも使用します。

「資産及び負債の金額（課税時期現在）」の各欄は、課税時期における評価会社の各資産及び各負債について記載します。

「資産の部」「負債の部」の「相続税評価額」欄には、課税時期における評価会社の各資産について、財産評価基本通達の定めにより評価した価額により記載します。

配当還元方式による価額

1株当たりの資本金等の額、発行済株式数	
直前期末の資本金等の額	27,500
1株当たりの券面額	500 円
直前期末の発行済株式数	151,020 株
直前期末の自己株式数	2,000 株
1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	550,000 株
1株当たりの資本金等の額	184 円

千円	年配当金額	非経常的な配当金額	経常的な配当金額	年平均配当金額
直前期	10,000	0	10,000	10,000
直前々期	10,000	0	10,000	

OK キャンセル

○ 配当還元方式の入力用フォーム 配当還元方式による価額（相続税評価額）の計算

「配当還元方式の計算」ボタンから、その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して元本である株式の価額を計算します。

▼ 特定の評価会社の株式の評価

特定の評価会社の株式は、原則として、①～⑤については純資産価額方式により、⑥については清算分配見込額により評価することになっています。①～④の会社の株式を取得した同族株主等以外の株主については、特例的な評価方式である配当還元方式により評価することもできます。

- ① 類似業種比準方式で評価する場合の三つの比準要素である配当金額、利益金額及び簿価純資産価額のうち直前期末の要素のいずれか2つがゼロであり、かつ、直前々期末の要素のいずれか2つ以上がゼロである会社（比準要素数1の会社）
- ② 総資産価額中に占める株式や出資の価額の合計額の割合が一定以上の会社（株式保有特定会社）
- ③ 総資産価額中に占める土地などの価額の合計額の割合が一定以上の会社（土地保有特定会社）
- ④ 課税時期において開業後の経過年数が3年未満の会社や、類似業種比準方式で評価する場合の三つの比準要素である配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の直前期末の要素がいずれもゼロである会社
- ⑤ 開業前又は休業中の会社
- ⑥ 清算中の会社

取引相場のない株式（出資）の評価明細書

会社名：代表者名：株主：評価方法判定：会社規模（L）判定：一般の評価会社の価額：特定の評価会社の価額：特定の評価会社の判定：

1株当たりの純資産価額	2,721	類似業種比準価額と1株当たりの純資産価額のデータは一般の評価会社の入力ボタンから登録して下さい。
1株当たりの純資産価額	7,661	
1株当たりの純資産価額の80%相当額	0	

☐ 1 比準要素数1の会社
☐ 2 株式等保有特定会社
☐ 3 土地保有特定会社
☐ 4 開業後3年未満の会社 ☐ 4 比準要素数0の会社
☐ 5 開業前の会社 ☐ 6 休業中の会社
☐ 6 清算中の会社

株式の価額の修正
 配当特権の1株当たりの配当金額 0.00
 1株当たりの配当金額 0.00
 1株当たりの配当株式数 0.00

配当還元方式
 年平均配当金額
 発行済株式数
 1株当たりの資本金等の額
 配当還元価額 0

株式に関する
 配当特権の1株当たりの予想配当金額 0.00
 株式の評価額 0
 株式に関する権利の評価額 0.00

最初 前へ 次へ 最後
 データの入力と修正は「保存」ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

○ 取引相場のない株式の評価明細書入力用フォーム 特定の評価会社の評価額の計算

特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価に使用します。

「株式保有特定会社の計算」ボタンから、1株当たりの純資産価額を計算します。

「配当還元方式の計算」ボタンから、1株当たりの配当還元方式の価額を計算します。

取引相場のない株式（出費）の評価依頼書

資産番号 3 会社名 小会社の評価例

会社名・代表者名 | 株主・評価方法判定 | 会社規模(L)判定 | 一般の評価会社の価額 | 特定の評価会社の価額 | 特定の評価会社の判定

1 比率要素数1の会社	第4表B1	第4表C1	第4表D1
直前期	7.00	60	88
直前々期	6.00	72	86
2 株式等保有特定会社	純資産価額	株式等の合計額	株式保有割合
	245,710	0	0
3 土地保有特定会社	純資産価額	土地等の合計額	土地保有割合
	245,710	0	0
4 比率要素数0の会社	第4表B1	第4表C1	第4表D1
直前期	7.00	60	88

特定の評価会社の判定では判定要素の確認をして下さい。

最初 前へ 次へ 最後

データの入力と修正は「保存」ボタンで確定します。

保存 クリア キャンセル

○ 特定の評価会社の判定用フォーム

特定の評価会社の「比率要素数1の会社」「株式保有特定会社」「土地保有特定会社」「比率要素数0の会社」の判定要素を表示します。

株式等保有特定会社の株式の計算

S1の金額の計算(1) | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比準価額 | S1の金額の計算(2) | S2の金額・株式の価額

純資産価額(相対的修正計算)	類似業種比準価額による純資産価額(第5表⑤)	課税時期現在の株式等の価額の合計額(第5表⑥)	差引
	1,627,238	1,170,527	456,711 千円
純資産価額による純資産価額(第5表⑥)	1,384,572	995,012	389,560 千円
評価差額に相当する金額	67,151	24,845	431,866 千円
課税時期現在の発行済株式数(第5表⑦)	80,000	5,398	円
1株当たりのS1の基礎となる金額	2,502	5,398	円

会社の区分 大会社

1株当たりのS1の金額の計算

比較要素数1である会社のS1		円
大会社のS1の金額	2,502	
中会社のS1の金額		
小会社のS1の金額		

第4表からコピー 類似業種の株価データを第4表からコピーします。

O K キャンセル

○ 特定の評価会社の入力用フォーム 株式保有特定会社の計算

評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「S1+S2」方式によって評価するときにおいて、「S1」における類似業種比準価額の修正計算を行うために使用します。

株式等保有特定会社の株式の計算

S1の金額の計算(1) | 類似業種比準価額の計算 | 1株当たりの比準価額 | S1の金額の計算(2) | S2の金額・株式の価額

S2の金額の計算	課税時期現在の株式等の価額の合計額(第5表⑥)	株式等の価額の合計額(第5表⑥+⑦)	株式等の評価差額に相当する金額	評価差額に対する法人税額相当額(37%)
	1,170,527	995,012	175,515	64,940 千円
S2の純資産価額相当額	1,105,587	80,000	13,819 円	
株式等保有会社の株式の価額	15,301	16,321	15,301 円	

第4表からコピー 類似業種の株価データを第4表からコピーします。

O K キャンセル

○ 特定の評価会社の入力用フォーム 株式保有特定会社の計算

評価会社が株式保有特定会社である場合において、その株式の価額を「S1+S2」方式によって評価するときのS1における純資産価額の修正計算及び1株当たりのS1の金額の計算並びにS2の金額の計算を行うために使用します。

■ 取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式は、主に会社の役員やその親族が所有している非上場の自社株式のことで、ほとんどの中小企業の株式がこれに該当します。

この株式は、相続または贈与で株式を取得した株主が、その株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主か、それ以外の株主等かの区分により、それぞれ原則的評価方式または特例的な評価方式（配当還元方式）により評価します。

▼ 取引相場のない株式の評価方法のあらまし

一般の評価会社の株式の評価方法

原則的評価方式	同族株主が取得した株式 ※ 業種、従業員数、総資産価額および取引金額により大会社、中会社、小会社に区分します	大会社		類似業種比準方式（純資産価額方式も選択できる）	
		中会社	大	類似業種比準方式と純資産価額方式の併用	類似業種比準価額×0.90＋純資産価額×（1－0.90）
			中		類似業種比準価額×0.75＋純資産価額×（1－0.75）
			小		類似業種比準価額×0.60＋純資産価額×（1－0.60）
	小会社		純資産価額方式 または 類似業種比準価額×0.50＋純資産価額×（1－0.50）		
特例的な評価方法	同族株主以外の株主が取得した株式	配当還元方式 （会社が無配でも配当をしたものとして計算します。）			

特定の評価会社の株式の評価方法

類似業種比準方式の計算において比較要素数 1 の会社		同族株主の株式は純資産価額方式により評価する	同族株主以外の株主は配当還元方式で評価できる
株式保有特定会社	総資産価額中に占める株式や出資の価額の合計額の割合が 50%以上の会社		
土地保有特定会社	総資産価額中に占める土地などの価額の合計額の割合が一定の割合以上の会社		
課税時期において開業後の経過年数が 3 年未満の会社			
開業前または休業中の会社		純資産価額方式により評価する	
清算中の会社		清算分配見込額により評価する	

※株式と土地を一定割合以上所有している会社は純資産価額方式により評価します。

▼ 類似業種比準方式

類似業種の株価をもとに、評価する会社の一株当たりの配当金額、利益金額および簿価純資産価額の三つで比準して評価する方法です。

類似業種の業種目と業種目別株価は3か月ごとに国税庁ホームページで公開されます。

▼ 純資産価額方式

会社の総資産や負債を相続税の評価額に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額（純資産価額）を発行済株式数で割って評価する方法です。

（会社の所有している土地は路線価方式または倍率方式で、家屋は固定資産税評価額で評価します。）

▼ 配当還元方式

その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して元本である株式の価額を評価する方法です。

■「上場株式の評価明細書」の入力用フォーム

[illegible]

上場株式は、金融商品取引所に上場されている株式をいいます。

上場株式は、その株式が上場されている金融商品取引所が公表する課税時期の最終価格によって評価します。
課税時期とは、被相続人が死亡した日や贈与を受けた日です。

課税時期の最終価格が、次の三つの価額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価します。

- ① 課税時期の月の毎日の最終価格の平均額
- ② 課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額
- ③ 課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額

※ 課税時期に最終価格がない場合やその株式に権利落などがある場合は、一定の修正をして評価します。

■「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」の入力用フォーム

[illegible]

気配相場等のある株式とは、日本証券業協会の登録銘柄や店頭管理銘柄あるいは公開途上にある株式をいいます。

登録銘柄や店頭管理銘柄の評価は登録銘柄や店頭管理銘柄は、日本証券業協会の公表する課税時期の取引価格によって評価します。この場合、その取引価格に高値と安値がある場合は、その平均額によります。

公開途上にある株式の評価は、公開途上にある株式は、原則として、競争入札により決定される公開価格によって評価します。

その取引価格が、次の三つの価額のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額により評価します。

- イ 課税時期の月の毎日の取引価格の平均額
ロ 課税時期の月の前月の毎日の取引価格の平均額
ハ 課税時期の月の前々月の毎日の取引価格の平均額

※ 課税時期に取引価格がない場合やその株式に権利落などがある場合は、一定の修正をして評価します。

■「定期預金等の評価明細書」の入力用フォーム

元金償還金償還の計算

相続年月日 令和5年12月 相続年月日データは「元金データ登録」から入力して下さい。

金融機関	振替振込 口座番号	借入日	元本額	利率 %	経過日数 月数	元金償還金	利息額
大同	定期預金 456123		1,200,000	0.000	0	0	1,200,000
		☐ 利息額計算		0	0	0	
郵便局	定期貯金		3,000,000	0.000	0	0	3,000,000
		☐ 利息額計算		0	0	0	
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0
		☐ 利息額計算	0	0.000	0	0	0

年月日データを入力する場合は H28.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

預貯金の価額は、課税時期における預入高と同時期現在において解約するとした場合に既経過利子の額として支払を受けることができる金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計額によって評価します。

定期預金、定期郵便貯金及び定額郵便貯金以外の預貯金については、課税時期現在の既経過利子の額が少額なものに限り同時期現在の預入高によって評価します。

相続開始の日の残高に、その日に解約したら支払われる利息から源泉所得税を控除した金額を加えて評価します。

▼ 預貯金の評価

預貯金は、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約とした場合に支払を受けることができる既経過利子の額（源泉徴収税額を差し引いた金額）との合計額により評価します。

この既経過利子は、約定利率ではなく、その時点で解約した場合の解約利率により支払われる利息になります。

定期性預貯金 （銀行の定期預金や定期積金、ゆうちょ銀行の 定額貯金や定期貯金など）	相続開始日の預入残高＋（既経過利子－源泉徴収税額）
定期性預貯金以外 （銀行の普通預金、ゆうちょ銀行の通常貯金な ど）	相続開始日の預入残高

▼ 貸付信託と証券投資信託の評価

貸付信託の受益証券は、課税時期に証券を発行した信託銀行などが買い取るとした場合の買取り価格で評価します。証券投資信託の受益証券は、課税時期において解約請求又は買取請求を行ったとした場合に証券会社などから支払いを受けることができる価格で評価します。

また証券投資信託の受益証券で金融商品取引所に上場されているものは、上場株式の評価の定めに準じて評価します。

貸付信託	元本の額＋（既経過収益の額－源泉所得税額）－買取割引料	
証券投資信託	日々決算型の証券投資信託の受益証券（中期国債ファンドやMMFなど）	1口当たり基準価格×口数＋再投資されない未収分配金－源泉所得税額－信託財産留保額及び解約手数料
	上記以外の証券投資信託の受益証券	1口当たり基準価格×口数－解約請求した場合の源泉所得税額－信託財産留保及び解約手数料

※買取割引料や解約手数料などは、発行した信託銀行などで確認ができます。

▼ 公社債の評価

公社債は、利付公社債（利付債）と割引公社債および転換社債（転換社債型新株予約券付社債）に区分して、それぞれの評価方法が決まっています。なお、公社債は銘柄ごとに券面額 100 円当たりの単位で評価します。

上場されている利付公社債	最終価格＋（既経過利息額－源泉徴収税額）
売買参考統計値が公表される利付公社債	課税時期の平均値＋（既経過利息の額－源泉徴収税額）
市場価格のない利付公社債	発行価額＋（既経過利息の額－源泉徴収税額）

上場されている割引公社債	課税時期の最終価格
売買参考統計値が公表される割引公社債	課税時期の平均値
市場価格のない割引公社債	発行価額＋既経過償還差益の額（利息相当分）

市場価格のある 転換社債	上場されている転換社債 店頭登録の転換社債	最終価格＋（既経過利息の額－源泉徴収税額）
市場価格のない 転換社債	発行会社の株価が転換価格以下の場合	発行価額＋（既経過利息の額－源泉徴収税額）
	発行会社の株価が転換価格を超える場合	転換社債の発行会社の株価×（100 円÷その転換社債の転換価格）

▼ ゴルフ会員権の評価

ゴルフ会員権は、課税時期の取引価格の 70%に相当する金額によって評価します。
ゴルフ会員権の評価は、取引相場がある場合と、取引相場がない場合ではそれぞれ評価方法が違ってきます。
また、株式の所有を必要とせずに譲渡ができない会員権で、プレー権のみで返還を受けることができる預託金等がないゴルフ会員権については評価しません。

▼ 電話加入権の評価

相続開始の日の取引価額または標準価額（国税庁ホームページの財産評価基準書 路線価図・評価倍率表）により評価します。

▼ 外貨建ての財産の評価

相続税や贈与税を計算する場合の外貨は、円貨に換算する必要があります。
この円貨への換算は、課税時期において取引金融機関が公表する対顧客直物電信買相場またはこれに準ずる相場により行います。

■「特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書」の入力用フォーム

特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書

権利の区分

特許権

各年における補償金の金額

各年の補償金の推算根拠

	各年における補償金の 年額	基準年利率による複 利現価率	評価額
1	0	0.990	0
2	0	0.980	0
3	0	0.942	0
4	0	0.924	0
5	0	0.906	0
6	0	0.888	0
7	0	0.871	0
8	0	0.853	0
9	0	0.837	0
10	0	0.820	0
11	0	0.804	0
12	0	0.788	0
13	0	0.773	0
14	0	0.758	0
評価額の合計			0

短期

基準年利率 %

1.00

中期

基準年利率 %

2.00

長期

基準年利率 %

2.00

基準年利率は課税時期の月により国税庁から公表されているデータを使用して下さい。

評価額の合計が50万円に達しない場合には評価しません。
権利者が自ら特許発明を実施している場合は営業権価額で評価します。

特許

OK

キャンセル

特許権の価額は、その権利に基づき将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価の額の合計額によって評価します。

ただし、権利者が自ら特許発明を実施している場合の特許権及び実施権の評価の定めにより評価するものを除きます。

■「営業権の評価明細書」の入力用フォーム

営業権の価額は、次の算式によって計算した金額によって評価する。

$$\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 0.05 = \text{超過利益金額}$$
$$\text{超過利益金額} \times \text{営業権の持続年数(10年)} \div \text{基準年利率による複利年金現価率} = \text{営業権の価額}$$

営業権の評価明細書

所在地と氏名・法人名

平均利益金額の計算

標準企業者報酬額

総資産価額・相続税評価額

超過利益金額・営業権価額

事業者

事業所所在地又は本店
所在地

氏名又は法人名

事業の内容

商号又は屋号

医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは課税価額に算入する必要はありません。

OK

キャンセル

営業権の評価明細書

所在地と氏名・法人名

平均利益金額の計算

標準企業者報酬額

総資産価額・相続税評価額

超過利益金額・営業権価額

	前々々期	前々期	前年・直前事業年度
平均又は事業年度	目		
	至		
事業所得又は所得金額	0	0	0
経常的な損益の額	0	0	0
支払利息等の額	0	0	0
青色申告者給与額等又は損益金算入経費等	0	0	0
所得金額	0	0	0
3期分の平均利益金額の計算			0
3期分の平均利益金額と前年所得の金額のいずれか低い方の金額			0

平均利益金額が5,000万円以下の場合には、標準企業者報酬額が平均利益金額の0.5以上の金額となるので、営業権の価額（超過利益金額）は発生しません。

OK

キャンセル

ただし医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡と共に消滅するものは評価しません。

■ 「定期金に関する権利の評価明細書」の入力用フォーム

定期金に関する権利の評価明細書

定期金の契約事項 | 有期定期金・給付発生 | 無期定期金・給付発生 | 終身定期金・給付発生 | 給付事由が発生していないもの |

定期金契約の内容

定期金又は契約の名称

給付者の氏名又は名称

給付者の住所又は所在地

定期金の権利の取得者

定期金の権利の取得年月日

この定期金に関する権利の評価明細書を適用する年月日

1 定期金の給付事由が発生しているもの
(1)平成23年4月1日以後の相続もしくは遺贈又は贈与により取得したもの
(2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利で、平成23年3月31日までの間に相続もしくは遺贈又は贈与により取得したもの
2 定期金の給付事由が発生していないもの
平成22年4月1日以後の相続もしくは遺贈又は贈与により取得したもの

OK キャンセル

定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価方法について給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は次のうちいずれか多い金額とされます。

- ① 解約返戻金相当額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金相当額
- ③ 予定利率等を基に算出した額

定期金に関する権利の評価明細書

定期金の契約事項 | 有期定期金・給付発生 | 無期定期金・給付発生 | 終身定期金・給付発生 | 給付事由が発生していないもの |

解約返戻金の金額

一時金の金額

予定利率による計算

定期金の給付者の生年月日

1年当たりの平均額

予定利率 %

平均余命

複利年金転換率 %

予定利率による金額

終身定期金の評価額

平均余命は厚生労働省ホームページの「完全生命表」で確認できます。

解約返戻金の金額、一時金の金額、予定利率による金額のいずれか多い金額で評価します。

その他の給付事由が発生している定期金

☐ 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの

☐ 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの

「その他の給付事由が発生している定期金」は、有期定期金と終身定期金の両方にデータを入力してからチェックを付けてください。

OK キャンセル

定期金に関する権利の評価明細書

定期金の契約事項 | 有期定期金・給付発生 | 無期定期金・給付発生 | 終身定期金・給付発生 | 給付事由が発生していないもの |

解約返戻金を支払う定めがない場合

年金又は保険料の払込開始年月日

年金又は保険料が一時払いの場合

払込金額

予定利率 %

経過期間の年数

複利終値率 %

予定利率による金額

定期金の評価額 90%

年金又は保険料が一時払い以外の場合

1年当たりの平均金額

予定利率 %

払込済期間の年数

複利年金終値率 %

予定利率による金額

定期金の評価額 90%

解約返戻金を支払う定めがある場合—解約返戻金の金額

定期金の評価額

解約返戻金を支払う旨の定めのある契約は、解約返戻金の金額が評価額となります。

OK キャンセル

▼ 定期金に関する評価

定期金に関する権利は、生命保険会社の個人年金保険などで、被相続人の死亡後も一定期間にわたり年金形式で相続人が金銭の給付を受けることができる権利をいいます。

定期金は、定期金給付事由が発生しているものは、解約返戻金相当額、一時金が受けられる場合の一時金相当額、1年間に受けるべき金額を約定利率より再計算した金額のうちいずれか多い金額で評価します。

また定期金給付事由が発生していないものは、解約返戻金相当額で評価します。

▼ 生命保険契約に関する権利

相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時ににおいてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します。

解約返戻金とともに剰余金や前納保険料などが支払われることとなる場合には、生命保険契約に関する権利の価額は、解約返戻金と剰余金などの合計額（解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、その金額を差し引いた金額）により評価することとなります。

■ 「表示」メニューと表示と印刷ワークシート

「表示」メニューから「上場株式の評価明細書」「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」「取引相場のない株式の評価明細書」「定期預金等の評価明細書」「特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書」「営業権の評価明細書」「定期金に関する権利の評価明細書」のワークシートに移動できます。

相続財産評価

シートを表示

上場株式評価明細書

気配相場のある株式

取引相場のない株式

預貯金の評価明細書

特許権・実用新案権

営業権の評価明細書

定期金に関する権利

信託受益権の明細書

シート表示の終了

○ 上場株式の評価明細書

[illegible]

○ 登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書

[illegible]

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

[illegible][illegible]

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

[illegible]

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する
権利の価額の計算明細書

[illegible]

第 4 表 類似業種比準価額の計算明細書

様式ID NTA0VNA210010010

第4表の1 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

1 株当たりの資本金等の額の計算

① 直前期末の
資本金等の額
(千円)

② 直前期末の
発行済株式数
(株)

③ 直前期末の
自己株式数
(株)

④ 1株当たりの
資本金等の額
(①÷(②-③))

⑤ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)

000

000

000

直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額(千円)

事業年度

⑥ 年配当金額

⑦ 左のうち非経常的な配当金額

⑧ 非経常的な配当金額
(⑦÷⑥)

⑨ 年平均配当金額
(⑥-⑧)÷2

直前々期

000

000

000

000

直前々々期

000

000

000

000

直前々々々期

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

000

平成28年4月1日現在

第 6 表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

様式ID

NTA0VNA230010010

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

～令和8年9月～
（単位：円）

会社名					
1. 株 当 り の 価 額 の 計 算	① 1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	② 1株当たりの純資産価額 （第2表の②の金額、③又は④の金額）	③ 1株当たりの純資産価額の50%相当額 （第2表の②の金額、③又は④の金額）	④ 1株当たりの純資産価額の50%相当額を50円とした 場合の発行済株式数（第2表の②の金額、③又は④の金額）	⑤ 1株当たりの純資産価額の50%相当額を50円とした 場合の発行済株式数を50円とした場合の発行済株式数
		(円)	(円)	(円)	(円)
	⑥ 1株当たりの純資産価額の 計算方法等	⑦ 1株当たりの純資産価額			
	株式の区分	⑧ 1株当たりの純資産価額			
	① 株 当 り の 価 額 の 計 算 の 基 となる 金額	② 1株当たりの純資産価額	③ 1株当たりの純資産価額	④ 1株当たりの純資産価額	⑤ 1株当たりの純資産価額
	⑥ 1株当たりの純資産価額	⑦ 1株当たりの純資産価額	⑧ 1株当たりの純資産価額	⑨ 1株当たりの純資産価額	⑩ 1株当たりの純資産価額
	⑪ 1株当たりの純資産価額	⑫ 1株当たりの純資産価額	⑬ 1株当たりの純資産価額	⑭ 1株当たりの純資産価額	⑮ 1株当たりの純資産価額
	⑯ 1株当たりの純資産価額	⑰ 1株当たりの純資産価額	⑱ 1株当たりの純資産価額	⑲ 1株当たりの純資産価額	⑳ 1株当たりの純資産価額
	㉑ 1株当たりの純資産価額	㉒ 1株当たりの純資産価額	㉓ 1株当たりの純資産価額	㉔ 1株当たりの純資産価額	㉕ 1株当たりの純資産価額
	㉖ 1株当たりの純資産価額	㉗ 1株当たりの純資産価額	㉘ 1株当たりの純資産価額	㉙ 1株当たりの純資産価額	㉚ 1株当たりの純資産価額
2. 1株 当 り の 純 資 産 価 額 の 計 算	① 1株当たりの純資産価額	② 1株当たりの純資産価額	③ 1株当たりの純資産価額	④ 1株当たりの純資産価額	⑤ 1株当たりの純資産価額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	⑥ 1株当たりの純資産価額	⑦ 1株当たりの純資産価額	⑧ 1株当たりの純資産価額	⑨ 1株当たりの純資産価額	⑩ 1株当たりの純資産価額
	⑪ 1株当たりの純資産価額	⑫ 1株当たりの純資産価額	⑬ 1株当たりの純資産価額	⑭ 1株当たりの純資産価額	⑮ 1株当たりの純資産価額
	⑯ 1株当たりの純資産価額	⑰ 1株当たりの純資産価額	⑱ 1株当たりの純資産価額	⑲ 1株当たりの純資産価額	⑳ 1株当たりの純資産価額
	㉑ 1株当たりの純資産価額	㉒ 1株当たりの純資産価額	㉓ 1株当たりの純資産価額	㉔ 1株当たりの純資産価額	㉕ 1株当たりの純資産価額
	㉖ 1株当たりの純資産価額	㉗ 1株当たりの純資産価額	㉘ 1株当たりの純資産価額	㉙ 1株当たりの純資産価額	㉚ 1株当たりの純資産価額
	㉛ 1株当たりの純資産価額	㉜ 1株当たりの純資産価額	㉝ 1株当たりの純資産価額	㉞ 1株当たりの純資産価額	㉟ 1株当たりの純資産価額
	㊱ 1株当たりの純資産価額	㊲ 1株当たりの純資産価額	㊳ 1株当たりの純資産価額	㊴ 1株当たりの純資産価額	㊵ 1株当たりの純資産価額
	㊶ 1株当たりの純資産価額	㊷ 1株当たりの純資産価額	㊸ 1株当たりの純資産価額	㊹ 1株当たりの純資産価額	㊺ 1株当たりの純資産価額
3. 1株 当 り の 純 資 産 価 額 の 計 算	① 1株当たりの純資産価額	② 1株当たりの純資産価額	③ 1株当たりの純資産価額	④ 1株当たりの純資産価額	⑤ 1株当たりの純資産価額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	⑥ 1株当たりの純資産価額	⑦ 1株当たりの純資産価額	⑧ 1株当たりの純資産価額	⑨ 1株当たりの純資産価額	⑩ 1株当たりの純資産価額
	⑪ 1株当たりの純資産価額	⑫ 1株当たりの純資産価額	⑬ 1株当たりの純資産価額	⑭ 1株当たりの純資産価額	⑮ 1株当たりの純資産価額
	⑯ 1株当たりの純資産価額	⑰ 1株当たりの純資産価額	⑱ 1株当たりの純資産価額	⑲ 1株当たりの純資産価額	⑳ 1株当たりの純資産価額
	㉑ 1株当たりの純資産価額	㉒ 1株当たりの純資産価額	㉓ 1株当たりの純資産価額	㉔ 1株当たりの純資産価額	㉕ 1株当たりの純資産価額
	㉖ 1株当たりの純資産価額	㉗ 1株当たりの純資産価額	㉘ 1株当たりの純資産価額	㉙ 1株当たりの純資産価額	㉚ 1株当たりの純資産価額
	㉛ 1株当たりの純資産価額	㉜ 1株当たりの純資産価額	㉝ 1株当たりの純資産価額	㉞ 1株当たりの純資産価額	㉟ 1株当たりの純資産価額
	㊱ 1株当たりの純資産価額	㊲ 1株当たりの純資産価額	㊳ 1株当たりの純資産価額	㊴ 1株当たりの純資産価額	㊵ 1株当たりの純資産価額
	㊶ 1株当たりの純資産価額	㊷ 1株当たりの純資産価額	㊸ 1株当たりの純資産価額	㊹ 1株当たりの純資産価額	㊺ 1株当たりの純資産価額
4. 株式 及 び 株 式 に 関 する 権 利 の 価 額 の 計 算	① 1株当たりの純資産価額	② 1株当たりの純資産価額	③ 1株当たりの純資産価額	④ 1株当たりの純資産価額	⑤ 1株当たりの純資産価額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	⑥ 1株当たりの純資産価額	⑦ 1株当たりの純資産価額	⑧ 1株当たりの純資産価額	⑨ 1株当たりの純資産価額	⑩ 1株当たりの純資産価額
	⑪ 1株当たりの純資産価額	⑫ 1株当たりの純資産価額	⑬ 1株当たりの純資産価額	⑭ 1株当たりの純資産価額	⑮ 1株当たりの純資産価額
	⑯ 1株当たりの純資産価額	⑰ 1株当たりの純資産価額	⑱ 1株当たりの純資産価額	⑲ 1株当たりの純資産価額	⑳ 1株当たりの純資産価額
	㉑ 1株当たりの純資産価額	㉒ 1株当たりの純資産価額	㉓ 1株当たりの純資産価額	㉔ 1株当たりの純資産価額	㉕ 1株当たりの純資産価額
	㉖ 1株当たりの純資産価額	㉗ 1株当たりの純資産価額	㉘ 1株当たりの純資産価額	㉙ 1株当たりの純資産価額	㉚ 1株当たりの純資産価額
	㉛ 1株当たりの純資産価額	㉜ 1株当たりの純資産価額	㉝ 1株当たりの純資産価額	㉞ 1株当たりの純資産価額	㉟ 1株当たりの純資産価額
	㊱ 1株当たりの純資産価額	㊲ 1株当たりの純資産価額	㊳ 1株当たりの純資産価額	㊴ 1株当たりの純資産価額	㊵ 1株当たりの純資産価額
	㊶ 1株当たりの純資産価額	㊷ 1株当たりの純資産価額	㊸ 1株当たりの純資産価額	㊹ 1株当たりの純資産価額	㊺ 1株当たりの純資産価額

第 5 表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

様式ID		NTA0VNA220010010							
第 5 表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書									
会社名									
1 資産及び負債の金額(課税時価額)	① 資産及び負債の金額	② 資産及び負債の金額	③ 資産及び負債の金額	④ 資産及び負債の金額	⑤ 資産及び負債の金額				
	000	000	000	000	000				
	1株当たりの純資産価額の計算								
	⑥ 1株当たりの純資産価額	⑦ 1株当たりの純資産価額	⑧ 1株当たりの純資産価額	⑨ 1株当たりの純資産価額	⑩ 1株当たりの純資産価額				
	000	000	000	000	000				
2 評価額に対する法人税額等相当額の計算	1株当たりの純資産価額の計算								
	⑪ 1株当たりの純資産価額	⑫ 1株当たりの純資産価額	⑬ 1株当たりの純資産価額	⑭ 1株当たりの純資産価額	⑮ 1株当たりの純資産価額				
	000	000	000	000	000				
	⑯ 1株当たりの純資産価額	⑰ 1株当たりの純資産価額	⑱ 1株当たりの純資産価額	㉑ 1株当たりの純資産価額	㉒ 1株当たりの純資産価額				
	000	000	000	000	000				
3 1株当たりの純資産価額の計算	1株当たりの純資産価額の計算								
	㉓ 1株当たりの純資産価額	㉔ 1株当たりの純資産価額	㉕ 1株当たりの純資産価額	㉖ 1株当たりの純資産価額	㉗ 1株当たりの純資産価額				
	000	000	000	000	000				
	㉘ 1株当たりの純資産価額	㉙ 1株当たりの純資産価額	㉚ 1株当たりの純資産価額	㉛ 1株当たりの純資産価額	㉜ 1株当たりの純資産価額				
	000	000	000	000	000				

第 7 表の 1 株式保有特定会社の株式の価額の評価明細書

様式ID

NTA0VNA240010010

第7表の1 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

受取配当金等受取割合の計算(千円)

事業年度	① 直前期末	② 直前々期末	合計(①+②)	受取配当金等受取割合 (②÷(①+②)) ※小数点以下3位を四捨五入
受取配当金等の額	円	円	円	円
営業利益の金額	円	円	円	円

③ ① ② の 金 額

③ 1株(50円)当たりの
年配当金額(第4表の1の③)

④ ⑤ の金額
(③×④)

⑤ ⑥ - ④ の金額
(⑥ - ④)

円 0 株 円 0 株 円 0 株

③ ① ② の 金 額

③ 1株(50円)当たりの
年利益金額(第4表の1の③)

④ ⑤ の金額
(③×④)

⑤ ⑥ - ④ の金額
(⑥ - ④)

円 円 円

③ ① ② の 金 額

③ 1株(50円)当たりの純資
産価額(第4表の1の③)

④ 直前期末の株式等
の帳簿価額の合計額

⑤ 直前期末の総資産価額
(帳簿価額)

⑥ (イ) の金額
(⑤×④÷③)

円 円 円 円

(ロ) の金額
利益剰余金
第4表の1の③の「直前期末」欄の金額

1株当たりの資本等価額の50円とした場合
の発行済株式(第4表の1の⑤の⑤の⑤)

(ハ) の金額
(⑥×④÷③)

円 円 円

③ ④ の金額 (③+④)

⑤ ⑥ - ④ の金額 (⑥ - ④)

(注) ① ② の割合は、1を上限とします。

② ③ の金額は、⑤ の金額 (③ の金額) を上限とします。

(令和8年4月1日以降)

■ 財産の評価方法のまとめ

相続または贈与により取得した財産はその課税時期により評価します。この課税時期は、相続の場合は被相続人の死亡の日、贈与の場合は贈与により財産を取得した日になります。

区分		利用区分	評価方法
土地 (土地の上に存する権利)	宅地	自用地・貸宅地・貸家建付地・借地権	路線価方式または倍率方式 貸宅地＝評価額×(1－借地権割合) 貸家建付地＝評価額×(1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合) 借地権＝評価額×借地権割合
	田畑	自用地・貸付地・賃借権(小作権)・永小作権	倍率方式または宅地比準方式 ※貸付けている農地は一定割合を控除
	山林	普通山林・保安林	倍率方式または宅地比準方式
	その他	原野・牧場・池沼・鉱泉地・雑種地など	倍率方式または宅地比準方式
家屋と構築物		自用家屋、貸家、マンションなど	固定資産税評価額×倍率(1.0) ※賃貸物件は貸家権割合 30%を控除
		構築物(堀・塀や駐車場・広告塔など)	(再建築価額－償却費合計額)×70%
		庭園設備	調達価額×70%
事業用財産 農業用財産	減価償却資産 (機械器具・自動車・農機具など)		売買実例価額や専門家意見から評価 調達価額または(新品小売価額－減価の額)
	棚卸資産(商品・製品・仕掛品など)		販売価額－利潤・経費、仕入価額＋経費
	貸付金・売掛金・未収入金など		貸付金債権は元本と利息の合計額
現金		相続開始日の現金の残高	
預貯金		相続開始日の預入残高と相続開始日に解約するとした既経過利子の額(源泉徴収税額を除く)の合計額	
有価証券	上場株式	相続開始日の最終価額(終値)または月平均額(当月、前月、前々月)の最低価額で評価	
	非上場株式	同族株主は会社規模の大小、業種、株主の態様、資産の構成、取引金額より類似業種比準方式または純資産価額方式および併用方式、同族株主以外は配当還元方式	
	公社債	利付公社債、割引公社債、転換社債に区分してそれぞれの評価方法で評価する	
	投資信託	貸付信託は信託銀行などが買い取るとした場合の買取り価格 証券投資信託は解約請求または買取請求をした場合の証券会社からの支払額	
家庭用財産		家具、備品など1個または1組 5万円以下は一括評価、一括評価以外は売買実例価額や専門家意見から評価、調達価額または(新品小売価額－減価の額)	
生命保険契約に関する権利		解約返戻金の額	
定期金に関する権利		給付事由が発生している→解約返戻金相当額や一時金相当額などの多い金額で評価 給付事由が発生していない→解約返戻金相当額	
その他の財産	ゴルフ会員権	取引相場価格の70%として評価 ※リゾート会員権も含む	
	書画・骨とう貴金属	売買実例価額や専門家意見から評価	
	自動車・船舶	売買実例価額や専門家意見から評価、または(購入価額－減価の額)	
	森林の立木	樹種、樹齢別に定めている標準価額を基として評価 ※相続人や包括受遺者が取得した立木は85%相当額になる	
	その他	電話加入権は取引価額または標準価額(国税庁ホームページ) 特許権・実用新案権は将来の補償金の基準年利率による複利現価の合計額 貸付金や未収金など貸付金債権は元本と利息の合計額	